



# 鳥取県公報

令和8年6月2日（火）  
第9794号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（336）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法等による指定医療機関の廃止の届出（337）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	県道の区域の変更（338）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 3
	県道の供用の開始（339）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の収納事務の委託（340）（倉吉農業高等学校）・・・・・・・・・・ 3
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託（4）（図書館）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 4

# 告 示

## 鳥取県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名称	所在地	指定年月日
米子南整形外科クリニック	米子市道笑町四丁目122-2	令和8年4月1日
ひぐち歯科クリニック	倉吉市明治町二丁目43	〃
米子オレンジ歯科医院	米子市安倍97-5	令和8年5月1日

### 2 薬局

名称	所在地	指定年月日
オリーブ薬局	米子市車尾南一丁目8-27	令和8年4月1日
野の花薬局	西伯郡大山町田中651-1	〃
エスマイル薬局かも町店	米子市加茂町一丁目21	令和8年4月6日

### 3 指定訪問看護事業者等

名称	所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
合同会社あいいろ	倉吉市福庭町一丁目225	訪問看護ステーションはるかぜ	倉吉市福庭町一丁目225	令和8年5月1日

## 鳥取県告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
中山医院	八頭郡八頭町門尾304-1	令和8年3月25日
中山小児科内科医院	八頭郡八頭町宮谷206-9	〃
米子南整形外科クリニック	米子市道笑町四丁目122-2	令和8年3月31日
ひぐち歯科クリニック	倉吉市明治町二丁目43	〃

### 2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
オリーブ薬局	米子市車尾南一丁目8-27	令和8年3月31日
野の花薬局	西伯郡大山町田中651-1	〃

ちどり薬局	米子市加茂町一丁目19	令和8年4月6日
トマト薬局	東伯郡琴浦町大字徳万176-5	令和8年5月31日
アイ・プラス薬局 郡家店	八頭郡八頭町池田205-1	〃
アイ・プラス薬局 博労町店	米子市博労町四丁目356-3	〃

**鳥取県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年6月2日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東福原樋口線	変更前	米子市両三柳字大沢十八530-1地先から同市両三柳字山中文平沖通4277-7地先まで	16.4~78.7	1,188.0
		米子市両三柳字大沢十八588-1地先から同市両三柳字山中文平沖通4277-2地先まで	6.3~25.3	936.0
	変更後	米子市両三柳字大沢十八530-1地先から同市両三柳字山中文平沖通4277-7地先まで	16.4~41.6	1,156.0

**鳥取県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年6月2日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
東福原樋口線	米子市両三柳字大沢十八530-1地先から同市両三柳字山中文平沖通4277-7地先まで	令和8年6月2日

**鳥取県告示第340号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生乳及び生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 生乳

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
大山乳業農業協同組合	東伯郡琴浦町大字保37-1	令和6年5月30日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 生産品

指定公金事務取扱者	委託年月日	委託期間

名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	令和7年3月7日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
倉吉農業高等学校販売実習実行委員会 代表者 岩瀬 勝俊	倉吉市大谷166	令和7年4月1日	〃	〃
地方卸売市場倉吉青果株式会社	倉吉市清谷町二丁目18	令和7年6月5日	〃	〃
J A全農ミートフーズ株式会社	東京都港区港南二丁目12-33	令和7年7月3日	〃	〃
株式会社食のみやこ鳥取	鳥取市賀露町西三丁目323	〃	〃	〃

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立図書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月2日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立博物館振興会 会長職務代理者 副会長 片山 暢博	鳥取市東町二丁目124	令和8年1月16日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年6月2日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

### 1 講習に係る警備業務の区分等

#### (1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

#### (2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

### 2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	令和8年9月1日(火)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和8年9月2日(水)、同月3日(木)、同月7日(月)及び同月8日(火)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和8年9月4日(金)	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和8年9月9日(水)	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和8年9月4日(金)	午前11時から午後5時10分まで
		令和8年9月7日(月)及び同月8日(火)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和8年9月9日(水)	午前8時30分から午後2時まで
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	令和8年9月1日(火)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和8年9月2日(水)、同月3日(木)及び同月8日(火)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和8年9月7日(月)	午後1時20分から午後5時10分まで
		令和8年9月9日(水)	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和8年9月7日(月)	午後0時50分から午後5時10分まで
		令和8年9月8日(火)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和8年9月9日(水)	午前8時30分から午後2時まで
4号警備業務	新規取得講習	令和8年9月1日(火)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和8年9月2日(水)及び同月3日(木)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和8年9月4日(金)	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和8年9月7日(月)	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和8年9月9日(水)	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和8年9月4日(金)	午前11時から午後5時10分まで
		令和8年9月7日(月)	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和8年9月9日(水)	午前8時30分から午後2時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名

## 5 講習事項

## (1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

## (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

## 6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

## (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

## 7 受講申込書の受付期間

令和8年7月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

## 8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

## 9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

## 10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を8の警察署において納付すること。

なお、受講申込書を提出した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、既納の受講手数料は還付しない。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

#### 11 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鳥取県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行う。
- (3) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (4) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。